

登録県产品への登録審査申請について

和歌山県では、県产品の利活用を推進するため、県の物品集中調達において、県产品登録制度により登録された県产品の積極的な発注に努めています。

については、令和6年度から令和8年度における県产品の登録を募集しますので、登録を希望される方は、次の事項に留意の上、申請を行ってください。

なお、申請書類については、下記の和歌山県ホームページから取得可能なほか、県庁総務事務集中課並びに各振興局の地域振興部総務県民課(串本地区駐在を含む。)及び警察本部会計課においても配布しています。

「和歌山県ホームページ」→「入札情報」をクリック→「入札情報一覧へ」
→「入札・物品・役務」→「登録県产品について」
(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/120200/kensanpin/kensanpin.html>)

和歌山県登録県产品募集要項

1 登録県产品の募集について

和歌山県物品調達における県产品登録制度等に関する要綱（平成26年制定。以下「要綱」という。）に基づき、県内に主たる事務所を置く事業者が県内の工場等において製造し、又は加工した製品（製造物）であって、県の集中調達物品の調達において発注が見込めるものを「登録県产品」として募集します。

「登録県产品」については、和歌山県県产品物品優先調達登録台帳に登録し、会計年度ごとにあらかじめ、集中調達物品の調達において簡易公開入札により登録県产品の購入に係る単価契約を締結するなど、県内の中小企業者の受注機会の増大に資することを目的として、他の同類の物品に優先して選定し、その調達を図るものとします。

2 登録審査対象とする県产品

（1）登録審査対象とする県产品については、県内に主たる事務所を置く事業者が県内の工場等において製造し、又は加工した製品（製造物）であって、次のア又はイのいずれかの要件に該当する物品とします。

ア 県内で生産された素材が3分の2以上を占める製品であること。

イ アに該当しない製品であるが、県内で生産された素材以外の素材をその原料又は材料の全部又は一部として使用し、製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為として、（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかの算定方式により算出された付加価値が40%以上となる県内での製造又は加工により、生産された製品であること。

＜付加価値の算定方式＞

（ア）控除方式

（製品価格－非県産材料価格）／製品価格

（イ）積み上げ方式

{県産材料価格の合計+生産コスト（労務費、製造・加工経費等）+輸送コスト+利益}／製品価格

(ウ) 非材料費から割り出す方式
(製品価格 - 材料費の合計) / 製品価格

◆ 製品の内容について実質的な変更をもたらす行為には、次のような行為は含まれないものとし、そのような行為のみで県内で生産されるものについては、イにおいて県内で製造又は加工により生産された製品としては、取り扱わないものとすること。

- a 商品にラベルを付け、その他表示を施すこと。
- b 商品を容器に詰め、又は包装すること。
- c 商品を単に詰め合わせ、又は組み合わせること。
- d 簡単な部品の組立をすること。
- e 単なる切断
- f 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これに類する行為
- g 単なる混合

- (2) (1)のいずれかの要件に該当する物品であるか審査し、該当する物品については、次に掲げる全ての要件を満たしているものとして、県の集中調達物品の調達において発注が見込める物品であるか調査し、審査します。
- ア 申請の時点で製品の販売を開始してから概ね1年以上のものであること。
イ J I S規格など品質及び安全性に関する基準に合致しているものであること。
ウ 特許権等の権利に関する問題が生じていないものであること。
エ 公序良俗に反せず、法令、条例、規則等で製造、販売等が禁止されていないものであること。

3 登録審査申請者

登録審査を申請できる者は、申請する県産品について製造し、若しくは加工し、又はその販売等に携わる事業者とします。また、当該事業者は、県内に申請する県産品についての製造若しくは加工の拠点(工場、作業所等)を設け、又は県内にその販売等の拠点(営業所、販売所等)を設けている者とします。

なお、販売等に携わる事業者にあっては、あらかじめ当該申請について、その県産品を製造し、又は加工している事業者(製造業者)の了承及び協力を得てください。

また、申請者は、1回の申請で複数の県産品について申請することができます。その場合には、製品ごとに申請書を作成してください。申請書の内容についてその物品の名称ごとに区分して記入し、添付書類についても分かりやすく整理して編さんしてください。

4 申請の受付期間

令和5年1月1日(水)から令和5年1月30日(木)まで
受付期間最終日(令和5年1月30日)の消印有効です。

5 申請書類の提出方法

申請書類は、総務事務集中課あて簡易書留により郵送してください。持参による受付及び対面審査は行いません。

6 申請に必要な書類

- (1) 和歌山県登録県産品に係る登録審査申請書(別記第1号様式)
- (2) 県産品の写真、販売用カタログ、パンフレット等
- (3) 県産品の使用・活用方法等について説明する書類

- (4) 県産品について1年以上の販売実績があることを示す書類(契約書、納品控え書等の写し)(現在登録している県産品について更新登録しようとする場合は、提出は不要です。)
- (5) 県産品の製品価格(製造業者が算定する標準売出し価格)について説明する書類
- (6) 県産品の素材の構成及び製造(加工)の内容について説明する書類
- (7) その他(1)のア又はイの要件に該当する物品であることを示す資料

申請は、複数の県産品について行うことができます。その場合は、1つの県産品につき1つの申請書を作成してください。

なお、審査に必要な範囲において、追加の説明書類、資料等の提出を求める場合があります。

7 申請書の記入方法について

和歌山県登録県産品に係る登録審査申請書(別記第1号様式)は、「鑑」の部分(受付印欄を設けている表紙の部分)、「登録県産品に関する調書」の部分及び「県産品該当についての計算表」の部分で構成されています。

「県産品該当についての計算表」は、別記計算表1、別記計算表2、別記計算表3又は別記計算表4のいずれか(該当する表のみ)を作成して提出してください。

(1) 「鑑」(表紙)の部分について

ア 「品目」については、「物品等の調達契約に係る営業種目一覧表」(参照別表)の「品目(例示)」欄等を参考にして、適宜、物品の用途について区分する一般的な名称で記入してください。

イ 同一の品目において、規格等の一部が相違しているものを一組の申請物品とする場合には、それらの名称を一つに取りまとめ、製品コード番号でその種類(申請する型式の数)を示して記入してください。

(2) 「登録県産品に関する調書」の部分について

ア 1の(2)の「用途」については、使用・活用方法とそれにより得られる効用や使用・活用の場所、業務等について簡潔に記入してください。

また、県の業務(事務)において特に有用性を発揮すると考えるものについては、必ず併記願います。

イ 2の「規格等」については、その品目に応じて、購入選定において基本となる項目について、長さ、大きさ、重さ、材質、色等の形状、処理容量、処理項目、処理速度等の能力などを、それらを示す数値、番号、符号等により、簡潔にとりまとめて適宜編さん上の上、記入してください。

規格等の一部が相違しているものを一つの物品名称で取りまとめ、「鑑」の部分において製品コード番号でその種類を示している場合には、その型式ごとの相違が分かるように整理して記入してください。

ウ 3の「素材及び製造方法」及び4の「製品価格」については、公表してもよいものとして、簡潔に記入してください。

エ 4の「製品価格」の「単価」については、単価契約における最小納入単位を考慮したものとしてください。

オ 5の「県産品該当」については、(1)及び(2)の□への○印で記入してください。

カ 6の「取扱い販売店」は、県が当該製品を調達するに当たって参考とするため、できるだけ複数記載してください。

キ 7の「添付書類」については、簡潔に要点について説明できるよう、適宜編さん願います。

(3) 「県産品該当についての計算表」の部分について

ア 別記計算表1について

(ア) 「県内の素材」と「県外の素材」の割合については、「重さ(質量)」又は「体積」のいずれかにより算定することと/orするので、いずれかを選択してください。

(イ) 1の「県内の素材」欄については、微細なものを除きできるだけ多く記入してください。

(ウ) 2の「製造の主な内容」については、できるだけ製造工程順に、主な製造工程項目の名称を列挙してください。

(エ) 申請者が当該申請物品(製品)の製造業者でない場合には、下部の囲み欄でその製造業者の方から計算表の内容について相違ない旨の証明をいただいてください。

イ 別記計算表2、別記計算表3及び別記計算表4について

(ア) 「県内生産での付加価値」の算定については、「1年間の製造分」、「製造単位分」又は「1個当たりの製造単価分」のいずれかにより算定することと/orするので、いずれかを選択してください。

(イ) 「県産材料」については、微細なものを除きできるだけ多く記入してください。

(ウ) 2の「製造の主な内容」については、できるだけ製造工程順に、主な製造工程項目の名称を列挙してください。

(エ) 申請者が当該申請物品(製品)の製造業者でない場合には、下部の囲み欄でその製造業者の方から計算表の内容について相違ない旨の証明をいただけてください。

8 審査結果の通知

審査の結果については、令和6年1月上旬までに文書により申請者あて通知する予定です。

申請のあった県産品について、登録県産品として認めて和歌山県県産品物品優先調達登録台帳に登録したときは、その旨を申請者に通知するとともに、県のホームページにおいて公表します。

9 登録の有効期間

今回の登録審査申請により和歌山県県産品物品優先調達登録台帳に登録された場合の登録有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間となります。

10 登録の取消

知事は、次の事由のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができます。

(1) 登録県産品が登録の要件に適合しなくなったとき。

(2) 申請者から生産の中止等の理由により登録の取消しの申出があったとき。

(3) その他知事が登録県産品として適当でないと認めたとき。

登録を取り消したときは、その旨を申請者に通知するとともに、県のホームページにおいて公表します。

11 その他

登録県産品については、県の集中調達物品の調達において簡易公開入札により購入に係る単価契約を締結するなど、他の同類の物品に優先して選定し、その調達を図ります。申請者が自動的に県と単価契約等を締結する制度ではありませんので御理解をお願いします。

また、調達に当たっては、関係歳出予算の範囲内において、府内各課室の需要に基づき発注するものですので、会計年度によっては単価契約を締結しても発注のない登録県産品が発生する場合もありますので御留意願います。

12 問い合わせ先

和歌山県会計局総務事務集中課物品班

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話 073-441-2294 (直通)

FAX 073-441-2288